

歩行者・自転車の

交通ルール・マナー



秋田県警察

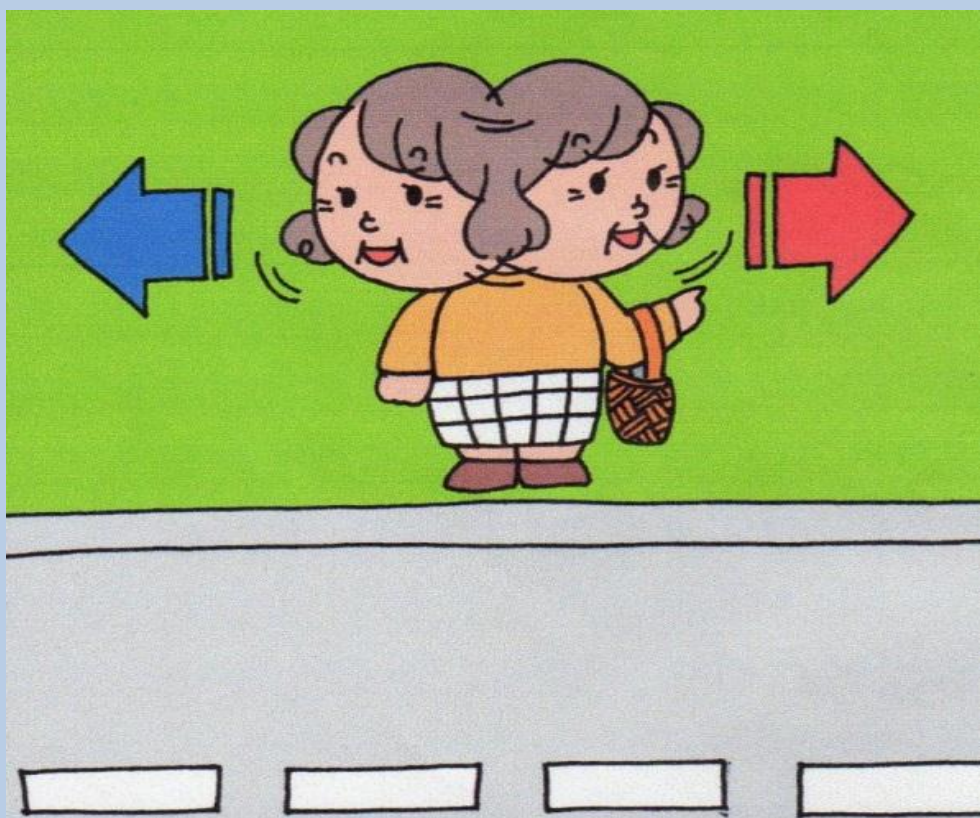
きちんと横断歩道を 渡りましょう！



◎近くに横断歩道があるときは、
手で合図をし、安全を確認して
から、横断歩道を渡りましょう。

※雨や雪の日は滑りやすくなります。
慌てず慎重に横断しましょう。

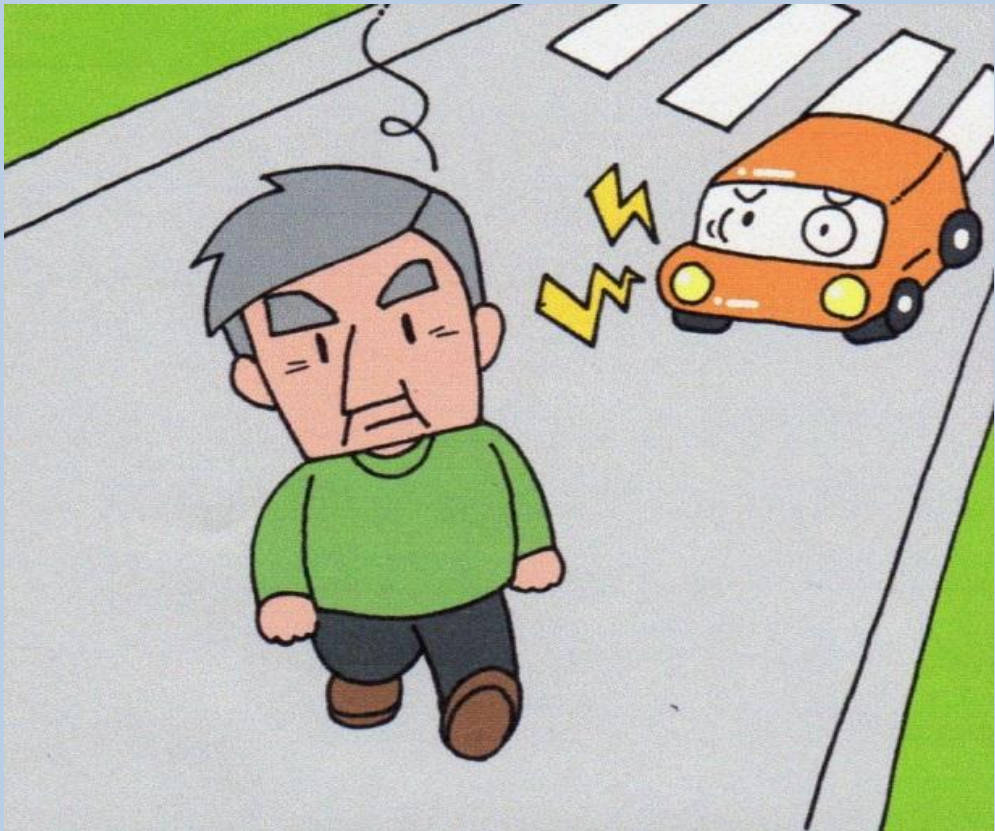
道路を横断する時は
慌てず安全確認を！



◎道路を横断する時は、必ず立ち止まり、左右の安全を確認し、車が見えたら通過するまで待ちましょう。

※左からの車との事故が多いので、横断途中に左側をもう一度確認しましょう。

道路の右端を 歩きましょう！



◎歩道がある道路では歩道上を、歩道が無い道路では右端を歩きましょう。

※左側を歩くと車が後ろから近づいて来るので気付きにくくなります。

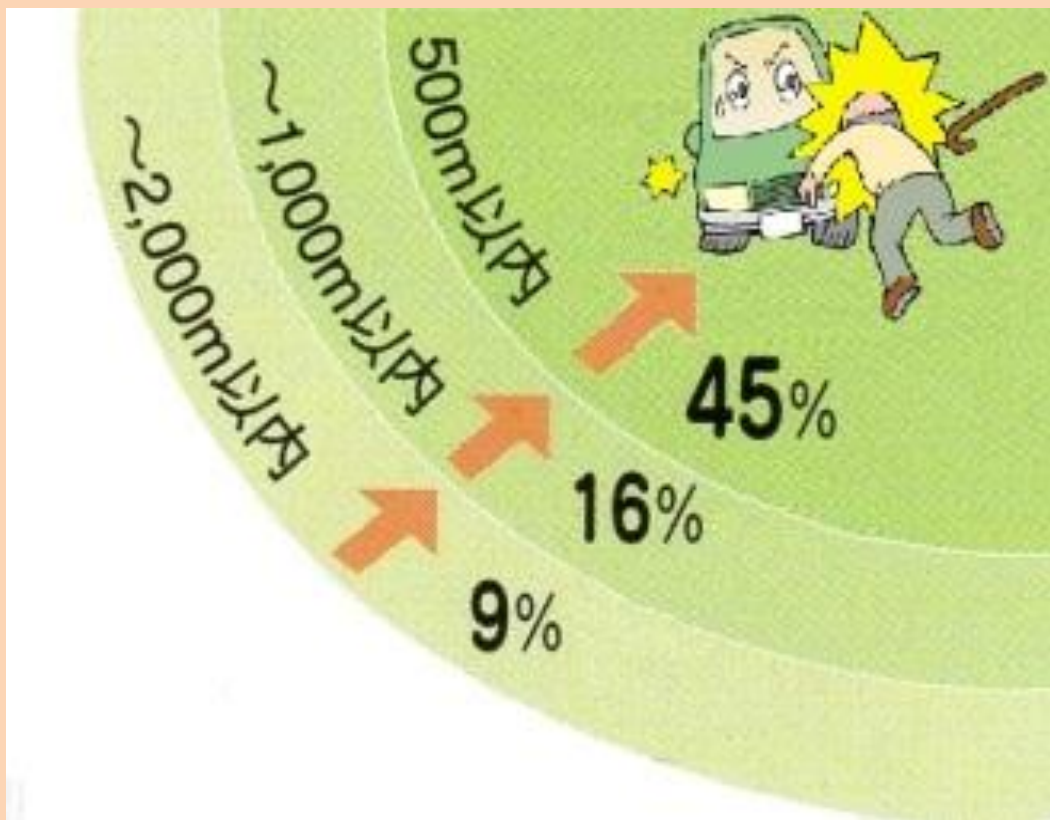
夕暮れ以降は**反射材**
を着用しましょう！



◎**反射材**は弱い光でも**反射し遠くからも見えます**。外出する時は、**明るめの服装**で、**反射材**を着用しましょう。

※車の下向きライトで約60メートル先からも光って見えます。

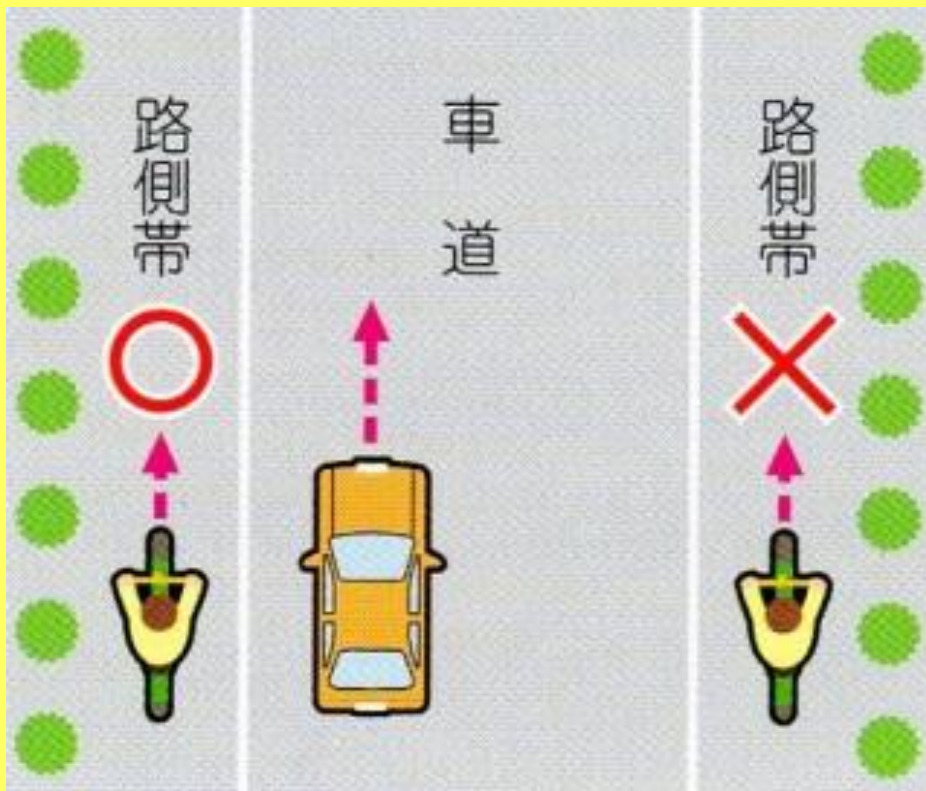
慣れた道ほど 注意しましょう！



◎歩行中の**重大事故**の多くが自宅から**500メートル**以内の近所で発生しています。

※歩いて約10分が500メートルの範囲になります。

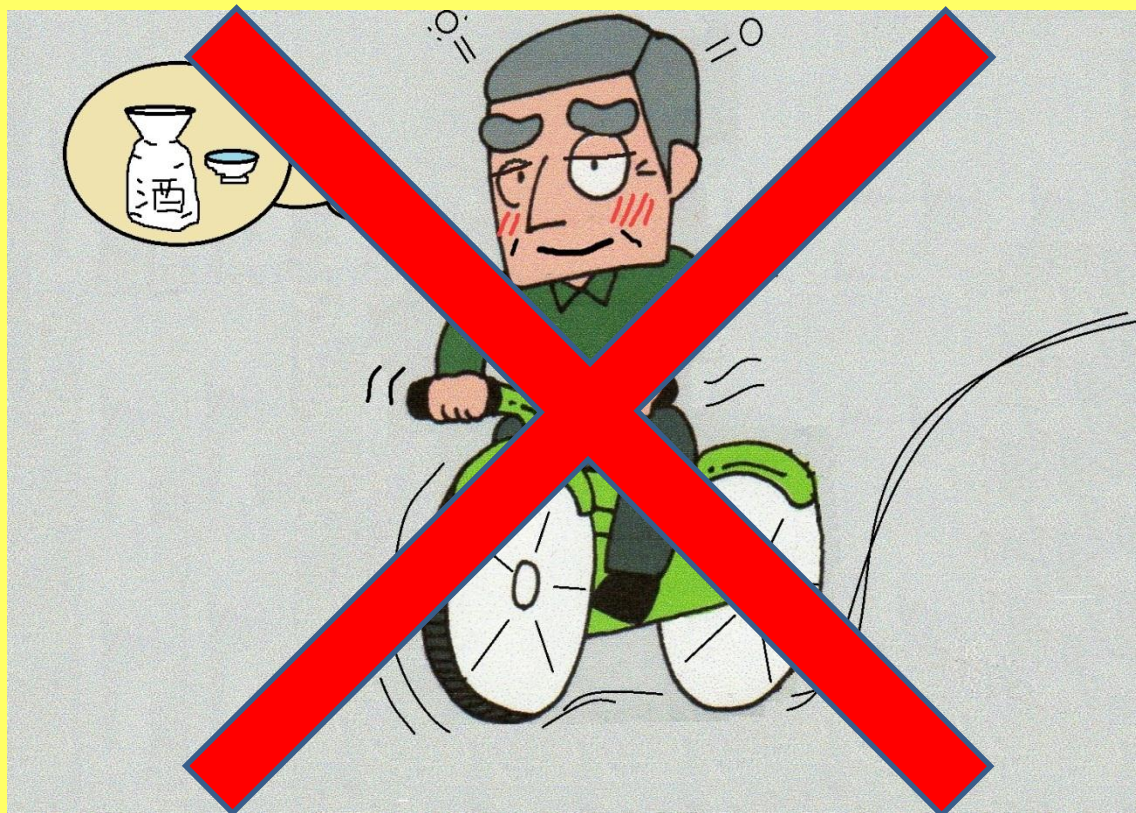
自転車は左側を 通行しましょう！



◎自転車は**車両**です。歩行者ではありません。**右側を通行**すると**違反**になります。

※路側帯とは、歩道の無い側の道路の外側線の外側を言います。

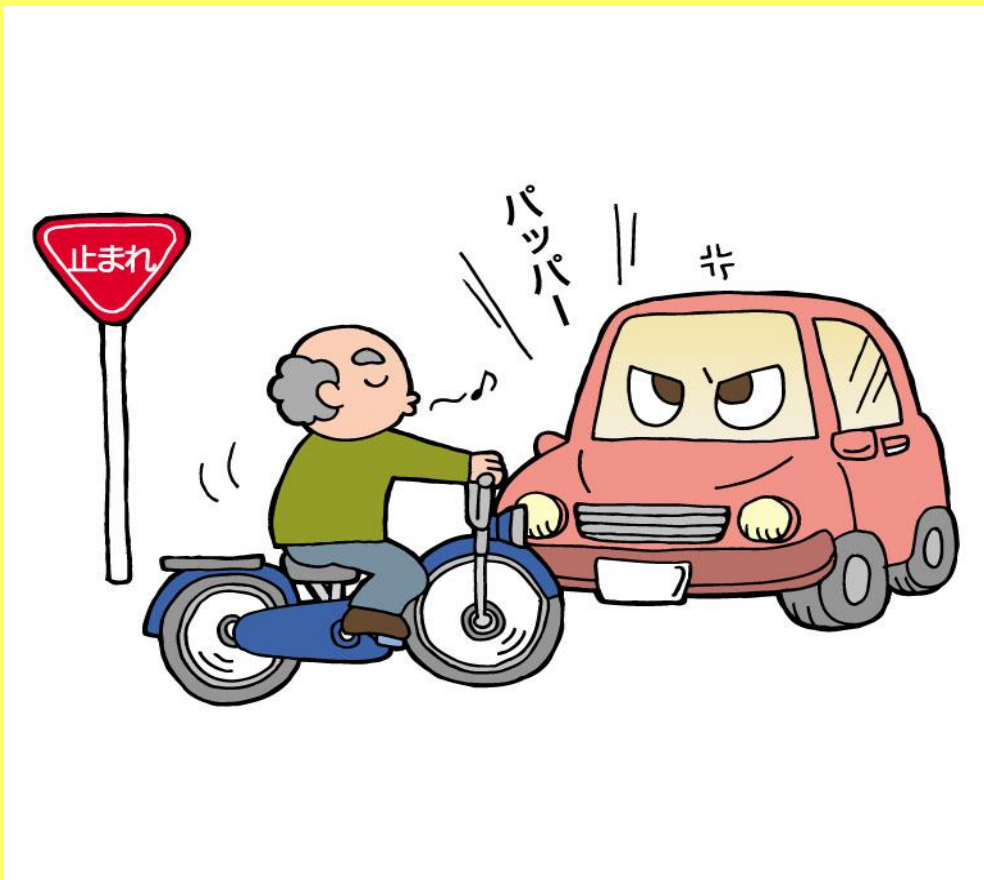
自転車飲酒運転 は違反です！



◎ **お酒**を飲んでから**自転車**に乗ってはいけません。**自転車**の**飲酒運転**は**違反**になります。

※一合の日本酒を飲むと、醒めるまで4時間以上かかります。

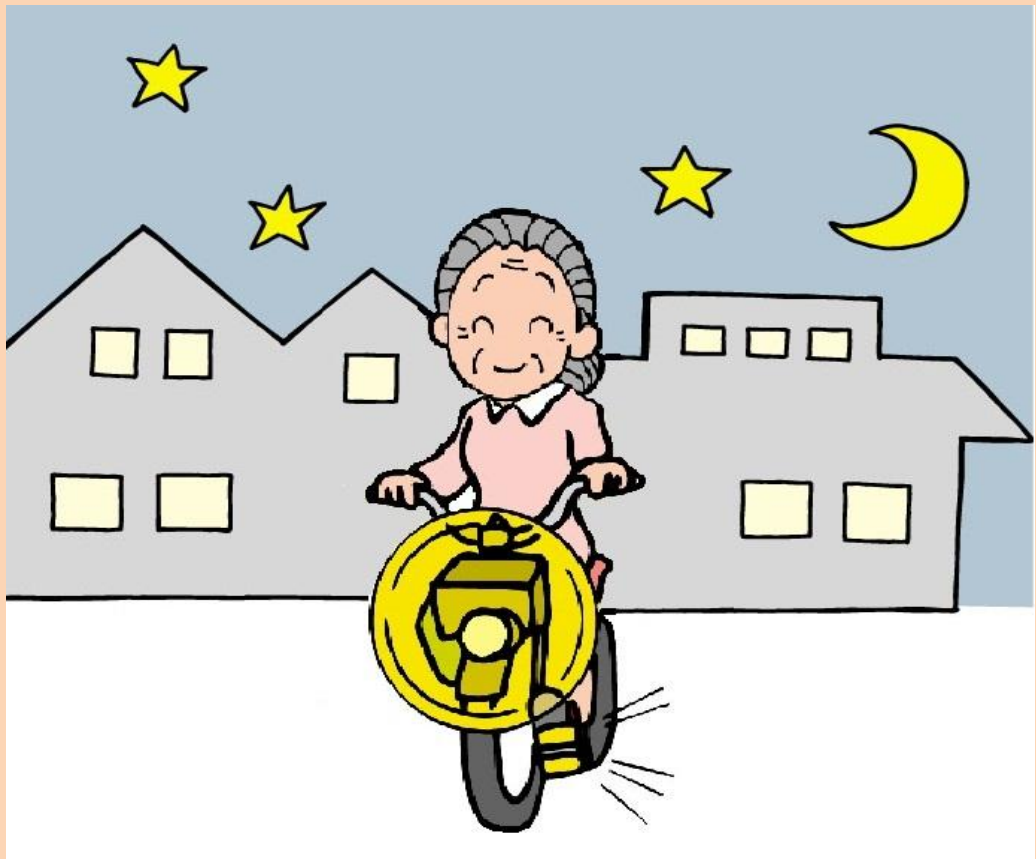
「止まれ」「赤信号」は
必ず止まりましょう！



◎ 自転車も違反になります。
「止まれ」や「赤信号」では必ず
止まり、ルールを守りましょう。

※「止まれ」が無くても、見通しの悪い交差点では一時停止しましょう。

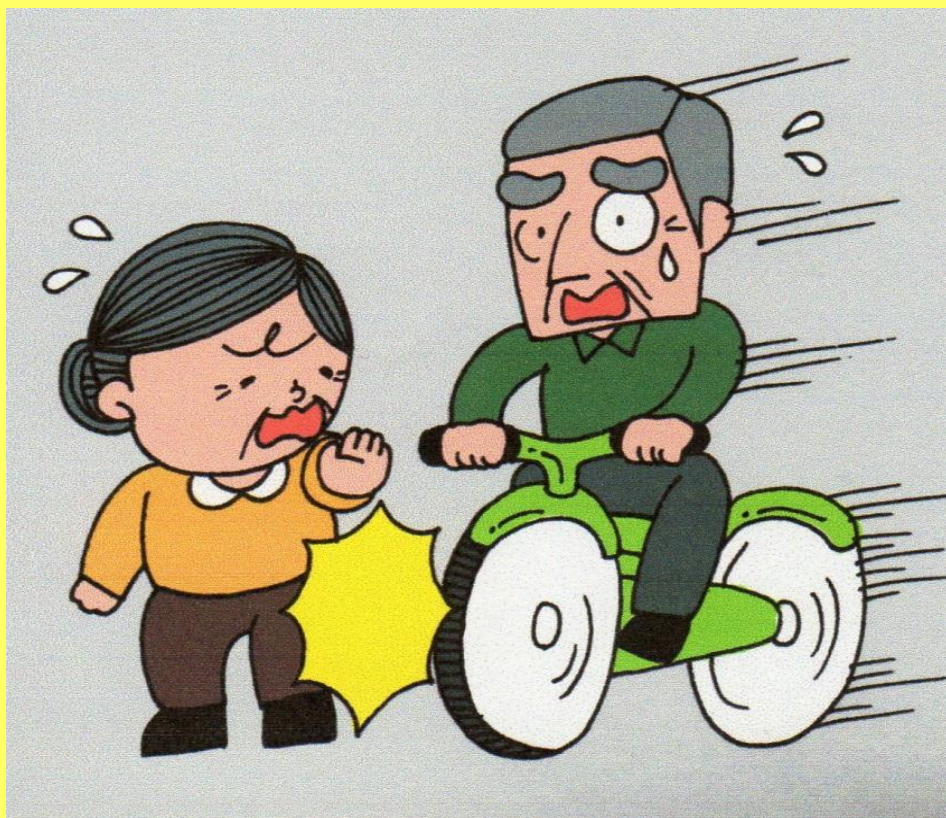
夕暮れ以降は自転車 のライトを点灯！



◎夜に自転車のライトを点灯しないと違反になります。必ずライトを点灯しましょう。

※日の入り前の夕暮れ時は、早めにライトを点灯しましょう。

歩道は歩行者が 優先です！



◎歩道を自転車で通行する時は、歩行者に注意し、徐行又は一時停止しましょう。

※歩行者が多い場所では、自転車を降りて、押して通行しましょう。

